

【計画期間】 2025年4月1日～2027年3月31日

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮し活躍できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

	目 標	対策
①	計画期間における男性の平均育児休業取得率を70%以上とする	以下の取組を2025年4月から実施する。 <ul style="list-style-type: none">・育児休業取得経験者のインタビュー記事や事例集をイントラネット等に掲載・育児休業取得への理解を促す研修の実施・「配偶者の出産休暇」等、当社独自の制度含めた育児休業に関する情報周知
②	フルタイム労働者一人当たりの所定時間外労働及び休日労働の合計時間を計画期間内で平均22時間以下とし、スマートワークライフスタイル改革を推進	以下の取組を2025年4月から実施する。 <ul style="list-style-type: none">・経営層による会議での組織ごとの残業時間数の公開・管理等の実施（通年）・年次有給休暇の取得促進 〔子どものイベント（入学式、卒業式、運動会等）参加のための取得およびゴールデンウィーク、年末年始等に年休をプラスすることによる長期連続休暇の推進、年休取得推奨日の設定〕